○浪江町農業担い手確保のための支援事業補助金交付要綱

(令和3年7月7日告示第70号)

別表第1(第2条関係)

事業	対象者及び採択要件	補助の内容		
名		補助対象経費	補助金額	交付期間 等
規就農産保健	認定新規就農者であって、収入補てんを申請する場合は次の(1)、(3)及び(4)に該当する者、家賃補助を申請する場合は(1)又は(2)、(3)及び(5)に該当する者	ア 収入補てん	月額 10 万円。ただし、農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知)の農業次世代人材投資事業に定める経営開始型の資金を受ける者は月額 5 万円とする。	
	(1) 農業経者(2) 農業経者(2) 農業備(3) 以上の大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	イ 家賃	月額6万円を上限とする。	支給開始 月から 2 年をする。
	雇用就農者であって、次の(1)及び(2)に該当する者 (1) 交付終了後5年以上町内に居住し、かつ本町で農業	家賃	月額6万円を上限とする。	支給開始 月から2 年を限度 とする。

	に従事する者 (2) 申請者が当該 賃貸住宅に係る賃貸 借契約の契約者であ り、かつ、申請者名 義で家賃の支払いを していること。			
	就農研修生であって、収入補てんを申請する場合は次の(1)から(3)に該当する者、家賃補助を申請する場合は(1)、(2)及び(4)に該当する者	ア 収入補てん	月額5万円	
	(1) 交付終了後5 年以上町内に不可後5 年以上町内に本者 (2) 交付に本者 (2) 交付になる 2年以内になる世界 (3) 前年ののの 3) 前年のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	イ 家賃	月額6万円を上限とする。	支給開始 月から 2 年を限 とする。
	研修受入れ農家	指導料	研修生1人当たり月額3万 円	研修生1 人につき 支給開始 月から2 年をする。
規就 農者		ア 農業経営の開始、 継続、規模拡大等に必 要なものの導入に係る 費用	上限 100 万円	1 経営体 当たり 1 回限りと する。

発展	者	イ その他町長が認め		
		るもの		
	始する準備をしてい	_		
1.71	る者又は農業経営を			
	開始して5年以内の			
	者			
	(3) 交付終了後5			
	年以上、本町で農業			
	経営を継続する者			
	(1)から(3)の全てに			
	該当する移住者でな			
	い者			
	V 7			
	(1) 認定新規就農	アー農業経営の開始、		
		継続、規模拡大等に必		1経営体
		要なものの導入に係る		当たり1
	始する準備をしてい		上限 50 万円	回限りと
		イーその他町長が認め		する。
	開始して5年以内の			, 30
	者			
	(3) 交付終了後5			
	年以上、本町で農業			
	経営を継続する者			
	町内で農業を営む法			
	人であって、(1)か			
	ら(4)の全てに該当			
	するもの	ア耕作又は養畜の事		
	,	業を行うために賃借権	→ 曲山。在4500 kg 1400	
	(1) 認定農業者又		ア農地の賃借料等補助	
3 農	1/71談定新現就農者		率は2分の1以内とし、10	
業法	(2) 交付申請日に	作業党委託契約を結ん	a当たり5千円及び1経営	
人参	おいて町内で農業経	た農地の委託者へ支払	体当たり年間25万円を限度とする	文 治開始
入促	骨を開始して3年以		XC / 30	7174 - 5 4
進支	内である者又は1年		イ 事務所等の賃借料 月	
援事	以内に農業経営を開		* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	とする。
業	始することが確実で	.,,,,	ただし、賃借料が10万円	
	ある者		未満の場合はその金額とす	
	(3) 交付終了後5	び建物(以下「事務所	る。	
	年以上本町で農業経	等」という。)の賃借		
	営を継続する者	料の額		
	(4) 前号までのほ			
	か、次の要件を満た			
	1	L		l

	すこと。ア 農地及が事務者でのる親いでは、 質性の です とのののののです。 です			
4 業大特免等得農者型殊許取支	許を取得している者	自動車教習所において 大型特殊自動車免許を 取得するために必要な 教習に係る費用(以下 「教習費用」とい う。)	教習費用の2分の1以内とし、5万円を上限とする。 ただし、交付決定後に教習費用が増額となった場合でも、交付決定額の増額は行わない。また、交付決定後に教習費用が減額となった場合には、実績報告をもって、交付決定の算定を行い交付決定の減額を行う。	1 人当た り 1 回を 限度とす る。
業	町内で農作業をする 農業者又は町内の農 業法人等へ就職した 者で(1)から(4)の全 てに該当する者	自動車教習所において 牽引免許を取得するた めに必要な教習費用 (以下「牽引免許教習 費用」という。)	牽引免許教習費用の2分の 1以内とし、8万円を上限 とする。 ただし、交付決定後に牽引 免許教習費用が増額となっ た場合でも、交付決定額の 増額は行わない。また、交 付決定後に牽引免許教習費	

	得していない者 (3) 農耕用車両を 所有又は常時使用す る者 (4) 農耕用車両を 牽引する必要がある と認められる者		用が減額となった場合に は、実績報告をもって、交 付決定の算定を行い交付決 定額の減額を行う。	
ト農 業導 入支	の者 (2) 認定新規就農 者又は青年等就農計 画が認定される見込 みの者 (3) 本町で農業を	ア 農業技術の向上や 生産の効率化に資する ICT機器及びロボット技術の導入に要する 経費 イ ICT機器及びロボット技術利用に要する経費。ただし、通信 費は除く。	補助対象経費の3分の2以 内の額とし、100万円を限 度とする。 ただし、補助対象経費のア 及びイに係る国等の補助を 受ける場合は、国等の補助 残額の3分の2以内の額と し、上限は100万円とす る。	1経営体 当たり1 回を限度